○関東地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	昭島市緑町五丁目二九〇四番一地先から福生市大字熊川字武蔵野一四一一番一四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十八日

○中部地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十八日　中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千六百九十二号尾張都市計画道路事業三・四・四十一号名古屋犬山線

三　事業施行期間　自平成十一年九月十日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十八日　中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年中部地方整備局告示第六十八号名古屋都市計画道路事業三・四・二百八十六号助七西市場線

三　事業施行期間　自平成十九年七月二十四日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日　四国地方整備局長　川嵜　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び三百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
丸亀市飯野町西分字川縁甲六〇九番一地先	前	二八・八〇～三九・七一メートル	〇・〇三二キロメートル
	後	二八・八〇～四一・九六メートル	〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始ので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日　四国地方整備局長　川嵜　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び三百十九号	丸亀市飯野町西分字川縁甲六〇九番一地先から同市土器町西一丁目一三二一番地先まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十八日

○四国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日　四国地方整備局長　川嵜　正彦

路線名　四国横断自動車道愛南大洲線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西予市宇和町稲生六〇一番一から同市宇和町卯之町五丁目三七番一地先まで	前	最大 二一・四五メートル 最小 一〇・八〇	〇・〇一三キロメートル
	後	最大 一七二・三一 最小 二一・四五	〇・四八〇

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○北海道開発局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十八日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　遠軽都市計画道路事業三・四・七号野上通

三　事業施行期間　自平成十七年七月十一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更無し

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十八日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　美唄奈井江都市計画道路事業三・四・百二号十四号東通、三・四・百四号東一線通及び三・四・百五号東二線通

三　事業施行期間　自平成十八年十月十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更無し

使用の部分　なし